

鳩山町空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定  
による指定に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、鳩山町長が行う空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（以下「支援法人の指定」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 鳩山町長は、支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わない。

附 則

この審査基準は、令和5年12月13日から施行する。